

官民連携によるなぎさ公園の空間活用及び適正管理のための  
社会実験実施における運営事業者の募集要項

泉大津マリン株式会社は、泉大津市港湾エリアの更なる魅力や利便性の向上を図るため、泉大津市と連携して、大阪府が管理運営するなぎさ公園の空間を有効活用し、その評価を行うため、市民ニーズの高いバーベキュー施設を試行的に運営し、社会実験を行う事業者を募集します。

(募集場所)

なぎさ公園 (14,000 m<sup>2</sup>)  
(泉大津市なぎさ町 8 番 1 号)

(募集事業者数)

1 事業者

(募集条件)

1 実験期間

令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 2 年 1 2 月 1 5 日の期間の内、事業者が提案する期間

2 営業時間


営業可能な時間は、原則として午前 1 0 時から午後 6 時までとする。

3 出店形態

運営施設等は区域内に設置することとし、当該公園が日常的に賑わい、利用者が安全に安心して楽しめるバーベキュー施設となるよう、以下の事項に留意のうえ出店すること。

- (1)対象区域内で運営に必要な設備・備品等を提案すること。
- (2)新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を提案すること。
- (3)施設利用者が自家用車で来場する場合は、駐車場の管理方法について提案すること。
- (4)事業者が新たに施設等を設置する場合は、公園の景観に配慮すること。



 …対象区域(※詳細図は別紙)

- (5)バーベキュー施設において 利用者から料金等を徴収する場合、又は利用者に物品等を販売する場合は、その内容について提案書に記載すること。
- (6)当該事業の収支計画及び類似事業の運営実績がある場合はその内容についても提案書に記載すること。
- (7)営業時間以外の運営施設及び駐車場の管理方法について提案すること。
- (8)運営区域は、常に清潔に保ち、清掃や廃棄物処理については、事業者の責任と負担で実施すること。

#### 4 使用料

事業者は、バーベキュー施設の試行運営を行う際、公園使用料を当社に納入するものとする。ただし、特段の事由等により、事業者からの申出があった場合、公園管理者（大阪府）と当社の協議により、使用料の全部又は一部を減額することができる。

#### 5 許可の取消

事業者が以下の行為をした場合は、使用許可を取り消すことができる。その場合において、事業者に損害が生じても、一切その責を負わないものとする。

- (1)使用料等を滞納した場合
- (2)公序良俗に反した使用をした場合
- (3)その他、公園の使用に関し不相当と判断した場合において、事業者が指導を行ったにも関わらず、なお改善が認められない場合

#### 6 原状回復

実験期間が満了又は許可が取り消された際は、事業者の負担により、指定する期日までに使用箇所を現状に回復すること。ただし、公園管理者（大阪府）が認めたものについては、原状回復の必要はないものとする。

#### 7 業務報告

社会実験終了後において、下記項目等についての報告書を作成し提出すること。

なお、実験期間中に途中経過の業務報告を求める場合がある。

- (1)営業日時、利用者分析、営業収支、状況写真
- (2)利用者にアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめ、当該

事業の課題及び当該公園の利活用における問題点や課題の抽出。

## 8 費用負担

- (1)事業に必要な経費は、事業者の負担とする。
- (2)上下水道や電気等、インフラ施設への接続に必要な申請料や使用料は事業者負担とする。
- (3)社会実験期間中の公園内のトイレの維持管理は事業者において行うこと。

## 9 その他

- (1)バーベキュー運営区域内は原則として禁煙とする。ただし、協議により喫煙所を設置する場合は、健康増進法を遵守すること。
- (2)当該区域外で当社又は泉大津市が行う社会実験等に協力を求めた場合は、可能な限りその協力に応じること。

### (法令の遵守)

事業者は、当該事業の実施にあたり、食品衛生法、建築基準法、消防法などの運営に関係する法令を遵守し、必要な手続き等については、実験期間に支障を与えないよう遅滞なく行うこと。

なお、事業者は業務の実施に必要な資格や許認可を受けていることを証明する書類を、事業実施前までに当社に提出すること。

### (秘密の保持)

- 1 事業者は、業務上知り得た秘密・個人情報を他の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。
- 2 事業の実施に当たり、取得した情報等の取扱いについては、「泉大津市個人情報保護条例」及び「泉大津市情報セキュリティポリシー」を厳守すること。

### (損害の賠償)

当該事業の実施に当たり、事業者が当社、泉大津市及び第三者に損害を与えた場合、又は第三者から損害を受けた場合、及び事故等があった場合は、直ちに当社へその状況及び内容を書面等により報告し、全て事業者の責任において処理解決するものとし、当社は一切の責任を負わない。

## (事業提案)

### 1 応募資格

- (1) 実験期間中、当社が募集する事業を円滑に運営できる法人又は団体等であること。様式第2号誓約書の内容を誓約できること。
- (2) 当該社会実験の実施に必要な資格を有する者で構成し、又は関連会社・協力会社を含めて必要な資格等を保有し、当該社会実験に関する一連の業務を確実に遂行できる者であること。
- (3) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入していること。

### 2 スケジュール

募集期間	令和2年9月17日～令和2年9月24日
ヒアリング日	令和2年9月25日
事業者決定日	令和2年9月28日

### 3 提出書類

#### (1) 提出書類

- ア 社会実験応募票（様式第1号）
- イ 提案書（事業計画、法人等の概要書）
- ウ 法人の場合は登記簿謄本
- エ 決算状況（直近3ヵ年）
- オ 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）

※様式の指定がある書類以外は、任意書式となります。

#### (2) 提出部数

各1部（提案書は5部）

#### (3) 提出先 泉大津マリン株式会社

※直接持参してください。

#### (4) 提出期限 令和2年9月24日午後5時締切

#### (5) その他 申請に係る費用は、事業者の負担とする。

4 ヒアリングは、応募事業者ごとに1時間程度を目安として個別に行うものとする。

5 事業者の選定方法については、応募した事業者より提出される提案

書及びヒアリング内容を審査し、事業者を決定する。選定された事業者は、当社より設置・管理許可を受けた後、事業を実施するものとする。

## 6 審査基準

下記項目を重視し審査する。

- (1)事業遂行能力（収支計画の妥当性、職員体制や類似施設での運営実績）
- (2)企画・計画力（景観デザイン、地域対策や地域貢献度、新型コロナウイルス感染症防止対策を含む安全性）
- (3)魅力創出力（公園の魅力向上、利用の手軽さ）

※審査基準の内容や配点等については、別添審査基準を参照。

### （定めのない事項等の処理）

募集要項に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、当社と事業者により協議の上決定し、処理するものとする。

### （結果の通知・公表）

審査結果は、応募者全員に文書で通知し、決定した事業者名の公表を行う。

### （社会実験対象区域）



様式第1号

官民連携によるなぎさ公園の空間活用及び適正管理  
のための社会実験応募票

応募者

事業者名		
所在地	〒            —	
代表者氏名		
担当者	ふりがな 氏名	
	部署	
	E-mail	
	TEL	
	FAX	

※提出書類

1. 提案書（事業計画、法人等の概要書）
2. 法人の場合は登記簿謄本
3. 決算状況（直近3ヵ年）
4. 暴力団の排除に関する誓約書（様式第2号）

※様式の指定がある書類以外は、任意書式となります。

様式第2号

暴力団排除に関する誓約書

泉大津マリン株式会社あて

住所

氏名

印

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

また、当該事項に関する書類の提出を求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2)暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3)暴力団員が役員となっている事業者
  - (4)暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (5)暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (6)暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - (7)役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - (8)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

審査基準

項 目	内 容	配 点
(1)事業遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収支計画が妥当であるか</li> <li>・ 職員体制や運営実績に問題がないか</li> <li>・ 騒音・におい・ゴミ管理等の対応は適切か</li> </ul>	30
(2)企画・計画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観デザインが優れているか</li> <li>・ 地域貢献度の高い内容になっているか</li> <li>・ 新型コロナ感染症防止対策を含む安全性は万全にされているか</li> <li>・ 公園利用者への配慮がされているか</li> <li>・ 公共空間が適正に管理される内容であるか</li> </ul>	30
(3)魅力創出力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来につながる提案であるか</li> <li>・ 公園の魅力向上にプラスアルファの提案があるか</li> </ul>	20
(4)ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容が明確で分かりやすかったか</li> <li>・ 事業実施の熱意があったか</li> </ul>	20
合 計		100